

京都市告示 455号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次とおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成17年3月9日

京都市長 桦本頼兼

1 団体の名称 向島上林町自治会

2 規約に定める目的

会は地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的として、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に關すること。
- (2) 葬儀等の際の互助に關すること。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に關すること。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に關すること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に關すること。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に關すること。

3 区域

京都市伏見区向島上林町1番地の1、1番地の7、1番地の12~34、1番地の36~56、1番地の58、1番地の60~64、1番地の66~77、1番地の79~100、5番地の1、7番地、7番地の1、7番地の3~18、7番地の20~24、8番地、8番地の1~3、8番地の6、8番地の8~27、8番地の29~33、8番地の36~45、9番地、9番地の2、9番地

の4, 9番地の6~8, 9番地の11, 9番地の13~35, 9番地の37,
9番地の39~42, 10番地の1, 10番地の5~9, 10番地の11~2
4, 11番地の4~7, 11番地の9~21, 32番地の1~3, 32番地の
7~26, 34番地の2~6, 34番地の8~26, 35番地の1, 35番地
の3~9, 35番地の11~29, 35番地の31~53, 36番地, 京都市
伏見区向島津田町191番地の1, 191番地の7, 191番地の9~56,
191番地の58~60間での区域

4 事務所

京都市伏見区向島上林町9番地の40

5 代表者の氏名及び住所

谷田 正男

京都市伏見区向島上林町35番地の6

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成17年3月2日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)